平成２７年（フ）第１号
長崎県五島市錦町３番地12、住民票上の前住所長崎県福江市下大津町631番地
債務者　角口　政雄
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第８１号
静岡県浜松市中区早出町583番地の１　エイプリル早出１－Ｃ
債務者　上杉　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０２６号
大阪府枚方市南船橋２丁目７番10―1101号
債務者　𠮷村　昌明
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１号
横浜市鶴見区生麦１－７－16　ライオンズマンション生麦第３－105、住民票上の住所横浜市鶴見区潮田町１丁目17番地５　ライオンズマンション鶴見301
債務者　土屋　　裕（旧姓荒生）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８９号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地３　市営川辺町第２住宅２棟203号
債務者　藤代　久子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６号
東京都町田市成瀬７丁目10番17―205号
債務者　青木藤太郎
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１７号
東京都町田市成瀬７丁目10番17―205号
債務者　青木　アヤ
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６２号
東京都羽村市富士見平１丁目18番地羽村団地４－102
債務者　内田　博和
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第４５１号
千葉県松戸市胡録台363番地の７　サニー松戸303号
破産者　宮崎　常俊
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１０１号
鹿児島県薩摩川内市白和町７番２号
破産者　医療法人白旺会
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
最後の住所鹿児島県薩摩川内市平佐町2977番地２
破産者　被相続人亡渡邉浩一郎相続財産
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
釧路市堀川町５番20号
破産者　株式会社クロスロード
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６３号
愛知県知多郡美浜町北方２丁目５番地
破産者　寺沢建設株式会社
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６４号
愛知県知多郡美浜町大字浦戸字大沢49番地458
破産者　株式会社知多リサイクルセンター
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５６号
愛知県清須市阿原八幡211番地
破産者　株式会社ロイヤルフード
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０５号
京都市北区紫野下鳥田町58番地
破産者　株式会社織昌みやび
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
鹿児島県鹿児島市谷山港１丁目３番地17
破産者　有限会社黒潮運輸
1　決定年月日　平成27年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
北海道富良野市山部東町２番７号
破産者　滝口　利博
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部